

令和 8 年 3 月 9 日

こども未来部養育支援課

江東区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

子ども家庭支援センターでは、親子で遊べるひろば（子育てひろば）としてプレイルームを開設している。今般、利用者の利便性を向上するためプレイルームの開館時間を変更することとし、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

子ども家庭支援センターのプレイルームの開館時間を午後 4 時 30 分まで延長する。

ただし、有明子ども家庭支援センター及び住吉子ども家庭支援センターの日曜日、月曜日及び休日については、これまでと同じく午後 4 時までとする。

3 改正内容

2 ページのとおり

4 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

江東区子ども家庭支援センター条例 新旧対照表

現行	改正案												
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(開館時間)</p> <p>第4条 子ども家庭支援センターの開館時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、プレイルームについては、午前10時から午後<u>4時</u>までとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 子ども家庭支援センターの休館日は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th>休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(1) (略) (2) 国民の祝日に関する法律<u>(昭和23年法律第178号)</u>に規定する休日(当該休日が同法に規定するこどもの日に当たるときは開館し、その直後の休日でない日を休館日とする。)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3) (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第6条～第14条 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	名称	休館日	(略)	(1) (略) (2) 国民の祝日に関する法律 <u>(昭和23年法律第178号)</u> に規定する休日(当該休日が同法に規定するこどもの日に当たるときは開館し、その直後の休日でない日を休館日とする。)		(3) (略)	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(開館時間)</p> <p>第4条 子ども家庭支援センターの開館時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、プレイルームについては、午前10時から午後<u>4時30分</u>まで<u>(日曜日、月曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)における江東区有明子ども家庭支援センター及び江東区住吉子ども家庭支援センターのプレイルームにあつては、午前10時から午後4時まで)</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 子ども家庭支援センターの休館日は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th>休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(1) (略) (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日(当該休日が同法に規定するこどもの日に当たるときは開館し、その直後の休日でない日を休館日とする。)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3) (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第6条～第14条 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>	名称	休館日	(略)	(1) (略) (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日(当該休日が同法に規定するこどもの日に当たるときは開館し、その直後の休日でない日を休館日とする。)		(3) (略)
名称	休館日												
(略)	(1) (略) (2) 国民の祝日に関する法律 <u>(昭和23年法律第178号)</u> に規定する休日(当該休日が同法に規定するこどもの日に当たるときは開館し、その直後の休日でない日を休館日とする。)												
	(3) (略)												
名称	休館日												
(略)	(1) (略) (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日(当該休日が同法に規定するこどもの日に当たるときは開館し、その直後の休日でない日を休館日とする。)												
	(3) (略)												